

御座候は、被仰知被下度存候、

九月

上杉彈正大錦内  
高橋平左衛門

右御答書此度出府ニ付持參御馬懸御用人中村左中方江差出候處書取方思召相叶其儘一箇條限御附札被成末ニ至リ別段御附札ニは放牧之場所其所山野地理之様子ニ寄書面之通ニ難至義も有之趣一箇條御書加へ早速江戸表江御立罷遣候旨承之、

寛政十一年十一月

松尾紋左衛門

〔蝦夷國風俗記〕牛馬之事

松前所在島一國は牛馬を飼て野放しにかひ置なり夏より秋は青草枯草も有て食用に飢せず、仍而曠野曠陸に遊ぶ冬に至りて雪ふりつもれば雪中より秀る薄の蘿などを喰居るといへども極寒の頃になれば雪も大につもりて薄の蘿も積る雪に埋りて食物も絶ければ濱邊に出て遠沖より波浪に打よせられたる海藻を拾ひ食ふ土人其時を待て馬を取集て雪のうへにやらひを結ひ其内に飼置干草とて毎秋刈干て貯へ置たる蓬交りの茅を與へるなり如斯の存在の手當なれども馬の剛強なる事日本の馬に比類なし轡ももちひす沓をかけず山坂の岩石磯邊河原等をいとわすつかへども少もひるむ事なく予天明丙午の七月下旬喜古内といふ村に一宿せし時宵より明日の乗馬を頼置けるに翌朝になりて馬を奉來らずよつて其ゆへを尋るに野にはなれゆきたりといへり趣意をきくに野放に飼置たる馬昨日捕へ置しに彼馬手綱を切て山へにげ歸りたりといへり夜中にげたればゆきがたしがたきといふ時に杣人來りて云其馬二里程山奥の澤邊に居たると知らせたるによつていそぎまた捕へに遣したるよしいひける暫過て彼馬を奉來りたり予取あへず打乗て行先急ぎけり道すがら土人の風儀を見るに太古の風はかくもあるべきかとおもわる也馬子壹人にて馬五疋繫ぎ連て奉往來するを見